

問X-3-④（有価証券の評価方法）

有価証券のうち、満期保有目的の債券について償却原価法を採用している場合には、帳簿価額を時価とすることは可能でしょうか。

答

- 1 満期保有目的の債券について、市場性があるものは、市場価格を用いた時価評価をしていただきます。
- 2 市場性がなく評価が困難な場合は、取得価額又は帳簿価額での評価ができます。その際に、満期保有目的の債券について償却原価法<sup>(注)</sup>を採用している場合には、当該帳簿価額を時価とすることも可能です。

(注)「償却原価法」とは、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減し、当該加減額を受取利息に含めて処理する方法をいう。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

- (4) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備規則に則って行われていることについて
  - ① 公益目的財産額の算定方法について（整備法第119条第1項関係）
    - iii 有価証券の評価方法について  
上場されていることにより市場価格が容易に把握できる場合は、市場価格を用いた時価評価を行うものとする。市場性がない場合であっても評価を行うことが可能な場合は時価評価とする。  
なお、市場性がなく評価が困難な場合は当該有価証券の取得価額又は帳簿価額とする。